

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	商品取引所法の改正に伴う所要の税制措置	
税 目	所得税法（第 224 条の 5、第 225 条） 租税特別措置法（第 41 条の 15 の 2） 租税特別措置法施行規則（第 19 条の 10）	
要 望 の 内 容	<p>世界的な経済構造の急激な変化や資源価格の不安定化に対応して、我が国中小企業などの事業者は、資源価格の乱高下をもたらす事業活動への影響を回避する必要性に直面。</p> <p>しかしながら、我が国商品取引所は事業者十分に活用されていないため、商品先物市場の使い勝手を向上させる必要がある。また、取引所における資源価格の形成が、実体経済の需給を踏まえ、不適切に行われることを防止する必要がある。</p> <p>一方、商品先物市場のイメージを大きく損なっている利用者トラブルは、国内取引所の取引では減少する一方で、「ロコ・ロンドンまがい取引」（ ）など規制の隙間（取引所外、海外先物取引）では急増している。</p> <p>こうした状況に対処するため、国内外、取引所内外で規制が異なる商品先物取引について、横断的で継ぎ目のない規制体系を構築し、「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場の実現を図ることを内容とする「商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案」が平成 21 年 7 月に成立したところ。（一部を除き平成 23 年 1 月頃施行予定）</p> <p>この改正により、所得税法第 224 条の 5 及び第 225 条の対象とされている商取法上で規定される先物取引等の定義が変更となり、例えば、スワップ取引が新たな取引として規定される。また、国内外、取引所内外で規制が異なる商品先物取引について、横断的で継ぎ目のない規制体系を構築するため、店頭商品デリバティブ取引（取引所外での取引）等についても新たに規制対象となる。課税の適正化の観点から、これらの追加・変更される部分にも税制措置が講じられるよう金融商品取引法と同様の措置を要望する。</p> <p>ロコ・ロンドン取引とは、金融機関などの事業者間で行われているロンドン渡しの金現物取引を指す。一方、「ロコ・ロンドンまがい取引」とは、ロコ・ロンドン取引への取次ぎと称して一般投資家を勧誘するものの、実際には取次ぎ等を行わず、差金決済で行う金取引をいう。</p>	
	減収見込額 （平年度）	-

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 世界的な経済構造の急激な変化や資源価格の不安定化を受け、我が国中小企業などの事業者は、資源価格の乱高下の影響を受けている。商品先物取引を扱う商品先物市場は、「公正な価格指標の形成」や「価格変動のリスクヘッジ」などの経済的機能を担い、そういった資源価格の乱高下をもたらす事業活動への悪影響を回避するための産業インフラと認識されている。</p> <p>しかしながら、現在の我が国の商品取引所は、事業者十分に活用されておらず、産業インフラとしての機能が十分に発揮されていない。このため、国内外及び取引所内外での商品先物取引について、横断的で継ぎ目のない規制体系を再構築することによって、「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場の実現を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 今回の商取法改正により、先物取引等の定義が一部変更となり、従来の定義から拡充が図られる。そのため、変更される定義についても所得税法第224条の5及び第225条の告知制度及び支払調書制度の対象に加え、適正な課税を確保する必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 外国為替証拠金取引（FX）などの店頭デリバティブ取引で無申告などによる脱税事件が相次いで起きていたが、その取引による所得は総合課税の対象とされていたものの、告知制度の対象となっていなかった。このため、平成20年度の税制改正において、その取引による所得を税務当局が把握できる体制が整備されていなかったことから新たに対象とする措置をとったところ。</p> <p>今般、商取法改正により、定義が拡充される先物取引についても、上記のような問題発生未然の防止の観点や金融取引と商品取引の公平性の観点から措置することは妥当である。</p>
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>政策評価体系における位置付け</p> <p>政策の達成目標</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>同上の期間中の達成目標</p>
<p>1. 経済産業政策 09 消費者行政(製品・取引)の推進</p> <p>無申告などによる納税トラブルを回避し、使いやすい商品先物市場の実現を図る。</p>	

	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	
	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	改正商品取引所法（平成 21 年法第 74 号）により、新たに先物取引として、「商品の価格」及び「商品指数」の変化率に基づくスワップ取引が追加されたほか、新たな規制対象として「店頭商品デリバティブ取引」等が追加されたことにより、所得税法の所要の措置を要望。	